

# 岩手県新型コロナウイルス感染症 医療体制検討委員会 設置要綱

## (目的)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増加した際、感染症指定医療機関だけでは対応が困難となることが予想されることから、混乱を回避し、本県の医療体制を検討し構築するため、岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会の設置に関し必要な事項を定める。

## (設置)

第2 岩手県感染症予防計画第3章の4に基づき、集団発生時の医療提供体制を構築するため、岩手県新型コロナウイルス感染症医療体制検討委員会（以下「医療検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第3 医療検討委員会の所掌事項は、本県の新型コロナウイルス感染症患者の搬送を含む受入れ体制の構築・維持、推進に係る検討及び調整、助言等とする。

## (検討事項)

第4 医療検討委員会は、次の事項の発生に備えて予め、医療体制の検討を行う。

- (1) 感染症指定医療機関の感染症病床が満床になる場合
- (2) ECMO の適用など、感染症指定医療機関では患者の病状に対応できない場合
- (3) 県外からの患者受入れを依頼される場合
- (4) その他

## (組織)

第5 医療検討委員会は、知事が委嘱する委員の概ね20名以内をもって組織する。

- 2 医療検討委員会に患者の搬送調整の実務を担当する「入院等搬送調整班」を置き、若干名を配置する。
- 3 医療検討委員及び班員の任期は、今般の新型コロナウイルス感染症が終息するまでの期間とし、政府による終息宣言が出された時又は知事がこれに準じる状況と判断した時までとする。

## (役員)

第6 医療検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7 医療検討委員会は、委員長が召集する。

- 2 調整を要する事例に係る検討等については、メール等による持ち回り回議にて意見を

徴することができる。

- 3 医療検討委員会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他委員長が必要と認められた者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8 医療検討委員会の事務局は、保健福祉部保健福祉企画室に置く。

(補足)

第9 この要綱に定めるもののほか、医療検討委員会の運営に際し必要な事項は、委員長が医療検討委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月14日から施行する。